

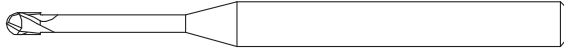
ローランド CAD/CAM ミリングバー

【形状・構造及び原理等】

1. 形状

ボールエンド

(1) 品番: ZDB-100D



(2) 品番: ZDB-50D



(3) 品番: ZDB-30D



2. 寸法

品番	刃先径	軸径	全長	首下長
ZDB-100D	φ 2.0mm	φ 4.0mm	50mm	16mm
ZDB-50D	φ 1.0mm			10mm
ZDB-30D	φ 0.6mm			8mm

3. 材質

超硬合金、ダイヤモンド（刃部コーティング）

4. 原理

歯科用 CAD/CAM マシンに装着し、刃先部を回転させながら歯科材料に接触させて切削・研削し、歯科用補綴物を作製する。

【使用目的、効能又は効果】

1. 使用目的

専用の歯科用 CAD/CAM マシンに装着して使用する研削器材で、歯科材料を切削・研削加工する。

2. 効果

ダイヤモンドコーティングによるスムーズな切削・研削加工で、高い品位の歯科用補綴物を得る。

3. 一般的名称の定義

補綴物等の研削に用いる器材である。

【操作方法又は使用方法等】

1. 組みあわせて使用する医療機器

歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット

(1) 歯科用 CAD/CAM マシン DWX-50

(届出番号: 22B3X10006000020)

(2) 歯科用 CAD/CAM マシン DWX-4

(届出番号: 22B3X10006000050)

2. 使用方法

本ミリングバーは、歯科用 CAD/CAM マシンに装着して、歯科用補綴物を作製する。

(1) 本ミリングバーを使用する前に、刃先部に変形や破損がないことを確認し、切削・研削加工に適した状態であることを確認する。

(2) 歯科材料が、本ミリングバーでの加工に適した材料であることを確認する。

(3) 歯科用 CAD/CAM マシンに、本ミリングバーを取り付ける。

(4) コンピュータから加工データを送信し、加工を行う。

【使用上の注意】

その他の注意

- (1) 歯科医療従事者以外は使用しないこと。
- (2) 本ミリングバーで切削・研削加工を行う時は、患者環境内（患者から 1.5m 以内）で行わないこと。
- (3) 変形、破損、腐食等があるものは使用しないこと。
- (4) 本ミリングバーの加工、改造は行わないこと。
- (5) 本ミリングバーの使用中に異常な振動、異音が発生した場合は、直ちに使用を中止すること。
- (6) 本ミリングバーは刃物であるため取扱には十分に注意すること。
- (7) 複数の種類の材料を加工する場合は、材料毎にそれぞれ別のミリングバーを用意して使用すること（異なる材料の切削屑が付着すると、切削不良の原因になります）。
- (8) 次の行為は、本ミリングバーの破損の原因となるため行わないこと。
 - 1) 刃先部を持つ。
 - 2) 刃先部に衝撃を与える。
 - 3) 刃先部を変形させる。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

貯蔵・保管方法

- (1) 高温・多湿の場所を避け、ケースに入れた状態で保管すること。
- (2) 歯科医療従事者以外が触れないように、適切に保管管理すること。

【包装】

包装単位

1 本/包装

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売元: ローランド ディー. ジー. 株式会社

住所: 静岡県浜松市北区新都田 1-1-3

TEL: (053)484-1224

製造元: ローランド ディー. ジー. 株式会社

住所: 静岡県浜松市北区新都田 1-6-4

【お問い合わせ先】

ローランド ディー. ジー. 株式会社

リペアセンター

TEL: (053)428-3161

受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:45

(ただし土、日、祝日及び指定休業日を除く)

FAX での問い合わせ先

FAX: (053)428-3163



1000012414

R1-140501